

## 国の行政機関における障害者への配慮等に関する実態調査 ＜調査結果に基づく改善通知＞

今回、北海道管区行政評価局では、国の行政機関における障害者への配慮等を推進する観点から、①障害者就労施設等からの物品等の調達状況、②障害者差別解消法に基づく障害者への合理的配慮等の取組状況、③庁舎のバリアフリー化の状況等について調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について関係行政機関に通知しましたので、公表します。

本調査は、北海道における国の行政機関が実施するハード面とソフト面の両面からの障害者への配慮等をテーマとした初めての調査です。

**【本件照会先】**

総務省 北海道管区行政評価局 第二部長(伊沢)

電話：011-709-2311(内線3141) 011-709-1806(直通)

FAX：011-709-1843

メール：[hkd21@soumu.go.jp](mailto:hkd21@soumu.go.jp)

# 国の行政機関における障害者への配慮等に関する実態調査（概要）

## 背景等

- 国の行政機関は、自ら率先して障害者への配慮等に取り組むべき主体
- 国の行政機関は、障害者優先調達推進法（25年4月施行）に基づき、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達する努力義務  
また、障害者差別解消法（28年4月施行）に基づき、障害者の社会的障壁の除去について合理的配慮の義務
- このほか、バリアフリー法の施行10年目に当たり、庁舎のバリアフリー化など障害者への配慮等に関する過去の調査の改善状況を調査
- 以上について、来庁者が多いと考えられる道内の国の主な行政機関60機関を対象に調査（調査事項により対象機関数は異なる）

## 調査事項

## 主な調査結果

## 主な改善通知事項

### 1 障害者就労施設等からの物品等の優先調達の推進

調達目標を毎年度達成している機関は11.1%にとどまる一方、調達実績が全くない機関が37.0%である等、優先調達が十分に進んでいない状況

施設等の情報把握の充実、施設等から着実に調達できる手段の検討等

### 2 障害者への配慮等の推進（ソフト面）

研修の実施主体である機関のうち11.6%の機関では、障害者差別解消法についての研修が実施されていない状況。また、バリアフリー化情報等の提供がされていない機関が過半を占める状況

職員が差別解消法や対応要領についての研修を受講する機会の確保等

### 3 障害者への配慮等の推進（ハード面（庁舎のバリアフリー化））

バリアフリー法の施行後10年が経過した中で、前回調査でバリアフリー化基準に不適合事項について改善を指摘した機関のうち、59.1%の機関で未改善の事項が存在

速やかな改善措置等

### 4 その他

#### 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の推進

前回調査で改善を指摘した機関のうち79.2%の機関が改善。一方、20.8%の機関では点検記録がなく点検の実施状況が確認できない等不適切な状況

点検結果を記録し保管することの励行等

#### 受動喫煙防止対策の推進

敷地内禁煙又は建物内禁煙を実施している機関は1割未満にとどまり、道内の国の行政機関における受動喫煙対策に遅れ

屋内喫煙室の廃止や屋外喫煙場所の設置の適否を検討等

# 1 障害者就労施設等からの物品等の優先調達の推進

## 制度の概要等

- 障害者優先調達推進法に基づき、各省は、優先的に障害者就労施設等から物品や役務を調達する努力義務
- 各省は、優先調達を推進するため、①調達目標の設定（※各省とも「前年度の実績を上回ること」と設定）、②障害者就労施設等に関する情報の収集、③随意契約の活用、④本省等による目標管理や改善指導等について定めた「調達方針」を作成
- 今回、調達権限を有する27機関を対象に、障害者優先調達推進法が施行された平成25年度から27年度までの調達状況を調査

## 主な調査結果

**調達目標を毎年度達成している機関は27機関中3機関（11.1%）にとどまる一方、調達実績が全くない機関が27機関中10機関（37.0%）である等、優先調達が十分に進んでいない状況**

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>● 調達実績が全くないもの10機関（37.0%）</p>   | <p>● 調達実績があるもの17機関（63.0%）<br/>うち調達件数が一桁のもの10機関(37.0%)、毎年度目標達成しているもの3機関(11.1%)</p>   |  |
| <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者就労施設等のリストや施設等から調達可能な品目等の情報の収集・検討が不十分</li> </ul> | <p>(優先調達の方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設等と一般事業者との見積り合わせ等（7機関）<br/>⇒施設等の受注機会の増大に資するものの、調達決定は一般事業者との価格競争の結果によるもの</li> </ul> <p>(あい路)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計法令に基づく調達時の競争性の確保と障害者優先調達推進法に基づく優先調達の適用関係が示されていない</li> <li>・ 過去に調達実績がある施設等以外の新たな調達候補先の情報が収集しにくく、調達が拡大しにくい</li> </ul> | <p>(優先調達の方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設等を契約相手方に特定した随意契約や施設等のみによる見積り合わせ（10機関）<br/>⇒施設等から着実に調達可能</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先調達の推進に向けた目標管理や改善指導が不十分</li> </ul>                            |   |  |

## 主な改善通知事項

### (情報の収集)

- 各機関によるホームページでの情報検索とともに、調達先や調達品目など障害者就労施設等からの調達に係る情報の各機関での共有等による情報把握の充実

### (調達の方式)

- 障害者就労施設等のみによる見積り合わせなど、障害者就労施設等から着実に調達できる手段の検討

## 2 障害者への配慮等の推進（ソフト面）

### 制度の概要等

- 障害者差別解消法(平成28年4月施行)に基づき、国の行政機関は、障害者の社会的障壁の除去について合理的配慮の実施義務
- 同法に基づく基本方針（閣議決定）及び職員が障害者に適切な対応をとるための「対応要領」（各省策定）に基づき、各省は、①職員に対する研修の実施、②合理的配慮の実施、③相談窓口の整備等を実施
- 今回、同法に基づく取組状況及びバリアフリー化情報等の提供状況を調査

### 主な調査結果

#### ① 障害者差別解消法に基づく職員に対する研修の実施状況

⇒ 研修を実施すべき**43機関中38機関（88.4%）**が実施、**5機関（11.6%）**で実施されず

新規職員及び新規監督者の両者について研修を行ったもの2機関（4.7%）

新規職員又は新規監督者の一方のみについて研修を行ったもの等36機関（83.7%）

（注）各省の対応要領において新規職員及び新規監督者に対する研修実施が規定されている。

#### ② 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の実施状況（調査対象60機関）

対応要領には、合理的配慮の具体例として、来訪した障害者への筆談対応等の適切な対応のほか、災害・事故発生時の障害者の避難誘導が挙げられている

⇒ 各機関は、従来どおり、個別に適切な対応をとることとしているが、障害者の来訪を想定して避難計画の策定や避難訓練を行っている機関なし

#### ③ バリアフリー化情報等の提供

- ・ 障害を理由とする差別に関する相談窓口について自らのホームページ等で公表していないもの（19機関中11機関、57.9%）
- ・ 庁舎のバリアフリー化情報についてホームページで提供していないもの（60機関中34機関、56.7%）
- ・ 身体障害者補助犬受入施設であることを明示していないもの（37機関中26機関、70.3%）

### 主な改善通知事項

- 職員が障害者差別解消法についての研修を受講する機会を確保
- 災害や事故が発生した際の障害者への誘導等について検討
- ホームページ等において相談窓口、バリアフリー化情報を公表  
身体障害者補助犬の受入施設であることを明示



### 3 障害者への配慮等の推進（ハード面（庁舎のバリアフリー化））

#### 制度の概要等

- バリアフリー法（平成18年施行）等に基づき、国の庁舎については、障害者等に配慮したバリアフリー化基準に適合させる努力義務
- 当局は平成24年度に、バリアフリー化の状況について調査し、①基準不適合事項について改善措置を講じるとともに、②基準適合状況を自ら点検するよう改善意見を通知。バリアフリー法の施行10年目に当たり、今回、その後の改善状況を調査

#### 主な調査結果

- ① **未改善の事項がある機関が22機関中13機関（59.1%）**  
76事項中32事項（42.1%）が未改善  
改善済事項が皆無の機関も存在  
（理由）  
**改善に向けた事務引継ぎが行われていなかったもの（10機関）**
- ② **バリアフリー法に基づく基準を踏まえた自主点検は、22機関中17機関（77.3%）で未実施**

#### 主な改善通知事項

- 速やかな改善措置を講じること。
- バリアフリー法に基づく基準を踏まえた自主点検を実施すること

#### 主な未改善事項

道路や駐車場から受付まで点字ブロックが全くないもの



身体障害者用便所の案内表示がないもの



傾斜路が急勾配となっており手すりも設置されておらず車いす利用者にとって利用しにくいもの



身体障害者用駐車施設を示す立札等がない上、雪が堆積していたもの



## 4 その他

### (1) 自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の推進

#### 制度の概要等

- AEDは心肺停止者が発生した場合に使用する医療機器であり、厚生労働省は、日常点検、定期的な講習の実施等を求めている
- 当局は平成26年度に、国の行政機関が管理するAEDの管理状況について調査し、改善意見を通知。今回、その後の改善状況を調査

#### 主な調査結果

- 24機関中19機関 (79.2%)改善。一方、点検業務等に係る引継ぎが適切に行われなかった等から、5機関 (20.8%)に不適切な状況
  - ・点検関係：点検記録がなく点検の実施状況が確認できないもの等
  - ・講習関係：共用のAEDを設置している庁舎管理官署で自機関のみの講習を実施し、他の入居官署職員を対象とした講習が未実施

#### 主な改善通知事項

- 点検結果を記録し、一定期間保管。また、点検者不在日を含め、全ての開庁日に点検を励行
- 共用のAEDを設置している庁舎管理官署は、多くの入居官署の職員が講習を受講する機会を確保

### (2) 受動喫煙防止対策の推進

#### 制度の概要等

- 平成15年に、官公庁等の受動喫煙防止が健康増進法で努力義務化、人事院は各省に喫煙の影響についての職員への情報提供を求める旨通知
- 平成22年に、厚生労働省は、官公庁等は全面禁煙とすることが望ましい旨通知
- 現在、厚生労働省は、国際的な動向を踏まえ、官公庁における建物内禁煙の義務化等の対策の強化に向けて調整中

#### 主な調査結果

- 敷地内禁煙又は建物内禁煙を実施している機関は1割未満 (37機関中3機関、8.1%)
- 全国平均 (人事院調査) は37.6%であり、道内の国の行政機関における受動喫煙対策に遅れ (未実施の主な理由)
  - 職員の喫煙率が高い、上部機関の指示がない、屋外喫煙スペースの確保が困難、敷地外での喫煙増加を懸念 等
- 当局の前回調査で、受動喫煙防止の観点から、庁舎玄関に設置された喫煙コーナーの移動等を指摘 (平成24年12月) した4機関はすべて改善 (うち2機関は当局指摘を契機に敷地内禁煙に移行)

#### 主な改善通知事項

- 受動喫煙による健康影響等に関する正しい知識の普及により職員の意識の醸成を図るとともに、屋内喫煙室の廃止や屋外喫煙場所の設置の適否を検討